

当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局 へ届出を行っています。

■個別の診療報酬算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

■外来後発医薬品使用体制加算に関して

- ・当院は後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる場合は患者様にご説明いたします。

■当院を受診される皆様へ ～医療情報取得加算について～

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

それに伴い、初診時・再診時に医療情報取得加算を算定しております。

	医療情報取得加算
初診時	1点
再診時(3ヶ月に1回)	1点

受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用し診療を行います。

正確な診療情報を取得・活用するため、マイナ保険証のオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

■コンタクトレンズ検査料

当院は、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

※コンタクトレンズ処方に係る点数は下記の通りです。

過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料が算定されます。

- ・初診料 291点
- ・再診料 75点
- ・コンタクトレンズ検査料 1 200点
- ・診療医師名:清水洋明
- ・眼科診療経験:平成 29 年から眼科診療

厚生労働省が定める疾病の治療を行う場合、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合がございます。

※上記についてご不明な点をご相談下さい。

■夜間・早朝時加算

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、下記の時間帯に受診される方に関して、診察料(初診料または再診料)に夜間・早朝時加算 50 点を加算させて頂くことになりました。

・土曜日午後(14 時～)

・日曜日全日(8 時 45 分～)

ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。

■ベースアップ評価料についてご理解・ご協力のお願い

当院では、質の高い医療を持続的に提供するため、医療現場で働く職員の処遇改善(賃上げ)に積極的に取り組んでおります。

これに伴い、令和 8 年 3 月 1 日より、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しております。

職員が安心して働ける環境を整えることで、患者様へより良い医療を提供できるよう努めてまいります。

これにより、患者の皆様方の診療費のご負担が上がる場合がございますが、医療現場で働く職員の賃金引き上げに全て充てられますので、ご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人 清水眼科医院

院長 清水洋明